

# 公立大学法人高知工科大学 役員報酬等の支給基準について

地方独立行政法人法第48条の規定に基づき、公立大学法人高知工科大学から届出を受理しており、内容は以下のとおり。

## 1 役員報酬及び職員給与

職名	常勤・非常勤の別	支給額(年額)	根拠規程
理事長	常勤	17,900,000円(注)	役員報酬規程第2条
副理事長(学長)	常勤	17,900,000円	年俸制給与規程 別表第1(8号給)
理事(副学長)	常勤	14,100,000円	同上(5号給)
理事	非常勤	600,000円	役員報酬規程第2条
監事	非常勤	600,000円	役員報酬規程第2条

(注)理事長の報酬については、当該額の100分の60を支給。

## 2 退職手当

職名	常勤・非常勤の別	支給の有無	根拠規程
理事長	常勤	有	役員報酬規程第4条
副理事長(学長)	常勤	無	同上
理事(副学長)	常勤	無	同上
理事	非常勤	無	同上
監事	非常勤	無	同上

※理事長の退職手当は役員に対する退職慰労金であり、副理事長、理事に対しては、教員を対象とする退職手当を別途支給する。